通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第七十一号を第七十二号とし、第五十二号から第七十号までを一号ずつ繰り下げ、第五十一号の次に次の一号を加える。

五十二	千円の貨幣のうち令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会を記念するため発行するもの		
	素材	銀	
	品位	純銀	
	量目	三十一・一グラム	
	形式	直径	四十ミリメートル
		彩色	白色、黒色、青緑色、水色、青色、赤紫色、赤色、オレンジ色、黄色、青紫色、ピンク色、黄緑色及び緑色
			四万枚
			三万四百五十五円
	六十二	令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	

別表第三中第六十五号を第六十六号とし、第四十六号から第六十四号までを一号ずつ繰り下げ、第四十五号の次に次の一号を加える。

四十六	令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会を記念するため発行する千円の記念貨幣



別表第四第四十三号イ中「別表第一第六十四号」を「別表第一第六十五号」に改め、同表に次のように加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十五号」を「第五十六号」に改める。

財務大臣　片山さつき

内閣総理大臣　高市　早苗